

第 21 回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項

平成 22 年 2 月 22 日に開催されました第 21 回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項は下記のとおりです。

記

- 1 第 20 回議会のあり方等検討特別委員会議事概要の確認
- 2 第 21 回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項
 - (1) 議会基本条例原案第 4 条（議会運営の原則）と第 12 条（行政の監視・評価）及び第 13 条（政策形成及び政策提言）との整合について
 - ① 原案第 4 条第 2 項の「市政運営状況を監視すること。」を「事務の執行についての監視及び評価、並びに政策立案及び政策提言を行う機能が発揮できる議会運営に」と改める。
 - ② 第 4 条第 2 項から第 7 項までの各条文について、規定表現の末尾を「努めなければならない。」に統一する。
 - ③ 第 4 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項を「十分発揮できる」、「反映できる」及び「十分発揮できる」にそれぞれ改める。
 - ④ 第 4 条第 1 項末尾の「果たさなければならない。」の表現については、再調整する。
 - ⑤ 第 12 条（行政の監視・評価）及び第 13 条（政策形成及び政策提言）は原案どおりとする。（いずれの条も削除しない。）
 - (2) 第 10 条（市長等の提案説明）について
 - ① 第 10 条（市長等の提案説明）について、第 2 項として予算及び決算の審議において、市長に対し第 1 項の規定に準じ説明を求めることを追加する。
 - (3) 訂正案第 11 条（法第 96 条第 2 項の議決事件）について
 - ① 第 2 項の「総合計画」を「基本計画」に訂正し、原案とする。
 - (4) 第 14 条（反問権）について
 - ① 反問権については、流山市議会基本条例を参考に条文案を再検討する。
 - (5) 第 15 条（政策等に関する議員間討議）～第 19 条（議員報酬）について
 - ① 第 5 章及び第 15 条のタイトルをいずれも「議員間の自由討議」とし、条文中の「議員相互間の討議」とあるのを「議員相互間の自由討議」に改める。

- ② 第 16 条（政務調査費の執行及び公開）については、交付対象として「会派及び議員」を「会派（亀山市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 17 年条例第 5 号）に規定する会派をいう。）に改める。
 - ③ 第 19 条（議員報酬）については、市民の直接請求と市長提案を除くことを明確するとともに、「専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度」とあるのを「専門的知見等」に、また議案の提案者を「委員会又は議員」に改める。
- (6) 第 24 条（条例の検証及び見直し手続）について
- ① 第 24 条（条例の検証及び見直し手続）については、原案の「議会運営委員会において行うものとする。」を削除するとともに、第 1 項と第 2 項を合わせて一つの項にまとめる。
 - ② 条例の制定及び改廃等を適正にするための手続規定を検討する。
- (7) その他事項について
- ① 正副委員長が四日市大学の岩崎教授と「まちづくり基本条例案」との調整を図る。
 - ② 3 月定例会において委員長報告として、これまでの審査経過と見通しを報告する。
- (8) 次回特別委員会の日程及びテーマについて
- ① 次回の特別委員会の日程を 3 月 30 日とする。
 - ② 議会基本条例の制定に伴い、改正を要す条例、規則等の資料を提出する。
 - ③ 次回の特別委員会のテーマは、最終的な条文の内容確認とする。